

## お 知 ら せ

### 70 歳以上 75 歳未満の方の限度額認定証について

先月のお知らせにて、70 歳以上 75 歳未満の方の高額療養費自己負担限度額の見直しが今月から行われる旨をお伝えしました。

見直しに伴い、従来は病院での支払いを自己負担限度額までに抑えたい場合は、医療窓口に健康保険証と高齢受給者証の 2 点を提示するだけで済んでいましたが、8 月より標準報酬月額が 28 万円から 79 万円の方（所得区分が「現役並みⅠ」、「現役並みⅡ」該当者）については上記の 2 点に加え限度額認定証の提示が必要となりました。

被保険者の所得区分	低所得者 (住民税非課税者等)	一般所得者 (標準報酬月額28万円未満)	現役並みⅠ・Ⅱ (標準報酬月額28万円～79万円)	現役並みⅢ (標準報酬月額83万円)
報酬月額		27万円未満	27万円以上81万円未満	81万円以上
必要書類	・健康保険証 ・限度額認定証 (高齢受給者証)	・健康保険証 ・高齢受給者証	・健康保険証 ・高齢受給者証 ・限度額認定証	・健康保険証 ・高齢受給者証

### 働き方改革関連法の施行スケジュール

働き方改革関連法案が可決し、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現に向けた取り組みが行われます。今回は制度の概要と施行スケジュールをお伝えします。

<p>●2019年4月施行</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・時間外労働の上限規制の導入 ⇒時間外労働の上限を原則45時間、年360時間とし、特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間を限度とする(ただし、一部適用猶予・除外の事業・業務あり)。なお、<b>中小企業は2020年4月施行</b>。</li><li>・一定日数の年次有給休暇取得義務化 ⇒10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならない。</li><li>・勤務間インターバル制度の普及促進 ⇒前日の終業時刻と翌日の始業時刻との間に一定時間の休息を設けることについて努力義務とする。</li><li>・フレックスタイム制の見直し ⇒清算期間の上限を、1ヶ月から3ヶ月に延長。</li><li>・高度プロフェッショナル制度の創設 ⇒一定の年収以上(少なくとも1,000万円以上)で高度の専門知識を必要とする業務従事者について、健康確保措置を講じたり本人の同意等を条件に、労働時間規制の枠から外す。</li></ul>
<p>●2020年4月施行</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・同一労働同一賃金の遵守 ⇒正社員と非正規社員の不合理な待遇差を設けることを禁止する。なお、<b>中小企業は2021年4月施行</b>。</li></ul>
<p>●2023年4月施行</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・現在適用されている中小企業における割増賃金率の猶予措置の廃止 ⇒月60時間超の時間外労働に係る割増賃金率(50%以上)の猶予措置の廃止。</li></ul>

※詳細につきましては、次回以降逐一お伝えします。

以上の内容および給与・賞与計算に関するお問合せやご相談は  
吉田宏司事務所 (03-3274-0656 [y-jimusho@fukusikyokai.com](mailto:y-jimusho@fukusikyokai.com)) までご連絡ください。